

令和6年第5回高松市議会定例会提出予定議案

1 令和6年度高松市一般会計補正予算（第6号）

現計予算額	178,657,425千円
補正額	2,137,516千円
補正後	180,794,941千円

2 令和6年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

現計予算額	39,759,986千円
補正額	5,000千円
補正後	39,764,986千円

3 令和6年度高松市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	381,005千円
補正額	8千円
補正後	381,013千円

4 令和6年度高松市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	24,893,874千円
補正額	3,174,100千円
補正後	28,067,974千円

5 令和6年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

現計予算額	952,614千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	952,614千円

6 令和6年度高松市病院事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	12,285,007千円
補正額	336,500千円
補正後	12,621,507千円

7 令和6年度高松市下水道事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	23,237,321千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	23,237,321千円

8 高松市中央卸売市場設置条例等の一部改正について

〔 R 7 . 4 . 7 から施行 〕

高松市中央卸売市場青果棟の移転等に伴い、改正するもの

(1) 高松市中央卸売市場設置条例の一部改正

ア 高松市中央卸売市場青果棟の移転先（高松市朝日町三丁目 8 番 2 5 号）を当該市場の設置位置に加えるもの

イ 所要の規定整備をするもの

(2) 高松市中央卸売市場業務条例の一部改正

ア 青果棟の移転に伴い市場の位置に青果棟の位置を加え、及び面積を変更するもの

イ 青果部における使用料の額を定めるもの

ウ 青果部の仲卸業者の数の最高限度を変更するもの

エ 市場外にある物品の卸売についてその取扱いを変更するもの

オ 所要の規定整備をするもの

(3) 高松市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正

市場外にある物品の卸売についてその取扱いを変更するもの

9 工事請負契約の締結について

犬猫一時保管施設（仮称）建設工事

(1) 契約の方法 一般競争入札

(2) 契約金額 260,084,000円

(3) 契約の相手方 株式会社植原建設

10 工事請負契約の締結について

香南小学校旧校舎等解体工事

(1) 契約の方法 一般競争入札

(2) 契約金額 345,873,000円

(3) 契約の相手方 株式会社高岸工務店

11 工事請負契約の締結について

牟礼中央公園運動センターグラウンド夜間照明設備改修工事

(1) 契約の方法 一般競争入札

(2) 契約金額 236,555,000円

(3) 契約の相手方 大一電気工業株式会社

12 公の施設の指定管理者の指定について

高松市市民活動センターの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 特定非営利活動法人わがこと
- (2) 指定の期間 R 7. 4. 1～R 12. 3. 31

13 公の施設の指定管理者の指定について

高松市茜町会館の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 高松市茜町会館管理委員会
- (2) 指定の期間 R 7. 4. 1～R 12. 3. 31

14 公の施設の指定管理者の指定について

高松市文化芸術ホールの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 公益財団法人高松市文化芸術財団
- (2) 指定の期間 R 7. 4. 1～R 12. 3. 31

15 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道18路線を認定するもの

- ・西山崎町49号線ほか17路線

16 路線の変更について

市道路線編入の申出、及び寄附採納により、いずれも終点地番に変更が生じたことに伴い、市道2路線をそれぞれ変更するもの

- ・新開2号線、飯田町7号線

17 専決処分の承認について

令和6年10月1日の内閣総理大臣就任に伴い実施された記者会見において、同月9日に衆議院を解散する旨の意思が示されたことを受け、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第31条第3項の規定に基づく衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第2条の規定に基づく最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査を執行するために要する経費等について、早急に予算を措置する必要が生じたため、同月2日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

18 専決処分の承認について

高松市瀬戸内町の高松市中央卸売市場加工水産物棟において降雨による雨漏りが原因で発生した電子機器類損傷事故について、早急に相手方への補償を行うため、損害賠償の額を決定するとともに、相手方と和解することについて、去る11月19日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

(1) 和解の内容

ア 過失割合は、市10割とする。

イ 市は、相手方物件等の損傷に係る損害額45万968円を相手方に支払うものとする。

ウ 市は、本件事故が原因で当該有限会社が営業を休止せざるを得なかったことにより生じた損害に対し、83万1,747円を相手方に支払うものとする。

エ 相手方及び市は、今後、本件に関して、一切の債権債務関係の存しないことを確認する。